

枚方市特殊詐欺対策機器貸与申込書

年 月 日

枚方市長

特殊詐欺対策機器の貸与を受けたいので、枚方市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要項第 4 条の規定により、次のとおり申込みます。申込みにあたっては、裏面の事項について同意します。

申込者 (被貸与者)	機器を設置する住所	枚方市	
	ふりがな		高齢者との関係
	氏 名		続柄 () ・ その他 ()
	連 絡 先	※機器設置電話番号 (自宅) — —	
		※日中連絡が取れる電話番号 (携帯) — —	
高 齢 者	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生まれ (歳)	
世帯の状況 (該当 事項に○印を付し てください)		1. 高齢者 (65 歳以上の者) のみの世帯	
		2. 高齢者を含む世帯	
代理 申込者	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	連 絡 先	(自宅) — — (携帯) — —	
	高齢者 との関係	続柄 () ・ その他 ()	
代 筆 □			

※ 裏面の事項を全て確認し、裏面の“□”に✓を入れてください。

(裏面)

☐ 申込みにあたって、次の事項に同意します。

- ・特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）は、申込者の責任において大切に使用します。
- ・申込者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で使用しないこと。
- ・機器の設置は、貸与を受けた申込者（以下「被貸与者」という。）が行うこと。
- ・機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- ・機器が故障した場合における修理費等は、被貸与者が負担すること。
- ・被貸与者の故意又は過失により機器が亡失した場合は、被貸与者が再購入価格相当分を実費弁償すること。
- ・機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかに枚方市へ届け出ること。
- ・機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。
- ・この申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに枚方市へ届け出ること。
- ・貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったときは、速やかに機器を枚方市に返還すること。
- ・貸与期間が満了したときは、機器を枚方市から譲受けること。
- ・機器の効果測定のための枚方市が実施する調査に協力すること。

備考

- (1)台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- (2)この申込書は、市が貸与することを確約するものではありません。なお、申込み後に、枚方市で審査の上、貸与・不貸与を決定します。

(受領日) 令和 年 月 日

(自署) _____

下線部以下は、担当者等が記入しますので、申込者は記入しないでください。

担当者等チェック欄

- ・高齢者であることの確認身分証
- ☐ 運転免許証 ・ ☐ 健康保険証 ・ ☐ マイナンバーカード ・ ☐ 年金手帳
☐ パスポート ・ ☐ その他（ ）
- ・機器管理番号（ ）貸与有無 ☐ 有 ・ ☐ 無
- ・備 考（ ）